医療提供体制の充実

全ての人に必要な医療を提供するには、人材確保だけでなく、医療機関がそれぞれの役割を明らかにし、地域の医療ニーズに応じた適切な医療を提供する体制を整えることも大切です。

このページでは、皆さんの命を守る「救急医療」と「災害医療」について、それぞれの医療提供体制の現状と、この体制を維持・強化するための新たな取組を紹介します。

救急医療

救急医療とは、急な病気やけがに迅速に対応する医療のことで、症状の重さに応じて、3段階に分類されます。

各段階で救急医療が適切に提供されるよう、県や市町村で体制を整備しており、県では、救命救急センターの運営費支援や、救急患者を短時間で搬送できるドクターヘリの運航費支援などを行っています。

また、今年度から新たに、地域の病院に入院中の救急患者を県立医科大学附属病院の医師が遠隔で見守る「遠隔ICU」の取組を開始しました。

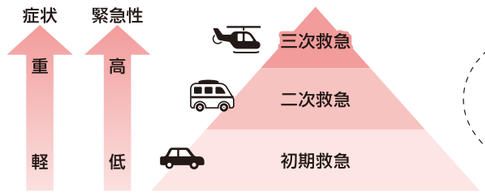

入院設備（病床）が20床以上ある医療機関を「病院」、19床以下の医療機関を「診療所」と呼びます。

	対応できる患者	対応する医療機関
三次救急	命にかかわる重篤な救急患者	救命救急センター※1
二次救急	手術や入院が必要な重症の救急患者	救急告示医療機関※2等
初期救急	比較的軽症な救急患者	休日急患診療所、当番医

※1 24時間体制で全ての重篤な救急患者の受け入れや治療を行う、県の指定を受けた病院

※2 救急搬送患者の受け入れや治療を行う、県の認定を受けた病院または診療所

新たな取組

「遠隔ICU」で地域の救急医療を支援

救命救急センターの中でも高度な診療機能を持つ「高度救命救急センター」である県立医科大学附属病院と、救急医の少ない地域の中核病院を通信回線でつなぎ、医大の専門医が各病院の集中治療室（ICU）等を遠隔で観察して入院患者の診療を支援する体制をつくっています。

地域の救急医不足を補うとともに、県全体の医療の質を保つことを目的としています。

※現在は橋本市民病院（橋本市）と新宮市立医療センター（新宮市）で実施

医療機関を支援する遠隔ICUシステム

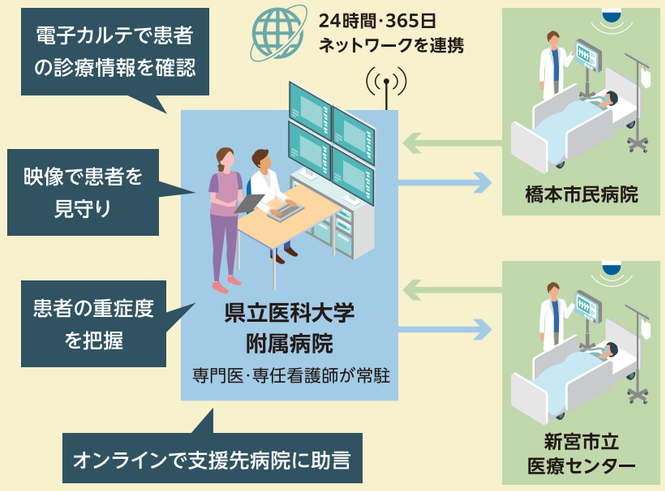

災害医療

大規模な自然災害や事故が起こったときなどは、医療従事者の数に対して患者数が圧倒的に多い状況に陥ります。そのような状況の中でより多くの命を救うために行われる医療が災害医療です。

災害時には、県は傷病者の受入先の調整等を行い、県が指定する「災害拠点病院」や「災害支援病院」が中心となってその治療にあたります。

- **災害拠点病院**
  災害時に傷病者を24時間体制で受け入れるなど、中心となって医療を行う病院
- **災害支援病院**
  災害拠点病院に準じる機能を備え、災害時に災害拠点病院を支援し、補完する機能を担う病院

新たな取組

災害時に活動する人材を育てる「災害医学講座」を立ち上げ

今年度から、災害医療に携わる人材育成を専門とした講座を県立医科大学に開設しました。この講座では、将来の災害医療を担う若手を育てるための教育を医学生に行うほか、他の病院にも人材育成や訓練に関する助言等を行うことで、県全体の災害対応力の向上をめざします。

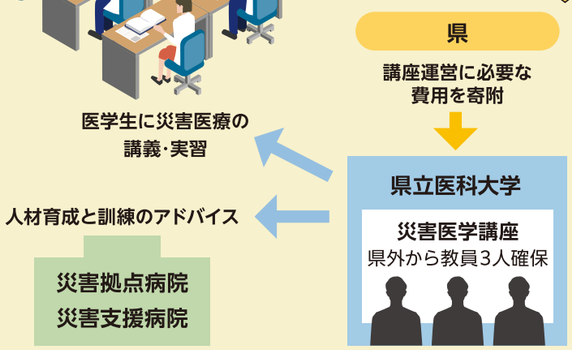

県内の救急医療・災害医療の体制

初…初期救急医療機関
二…二次救急医療機関※
三…三次救急医療機関
拠…災害拠点病院
支…災害支援病院※
※公的医療機関のみ表示

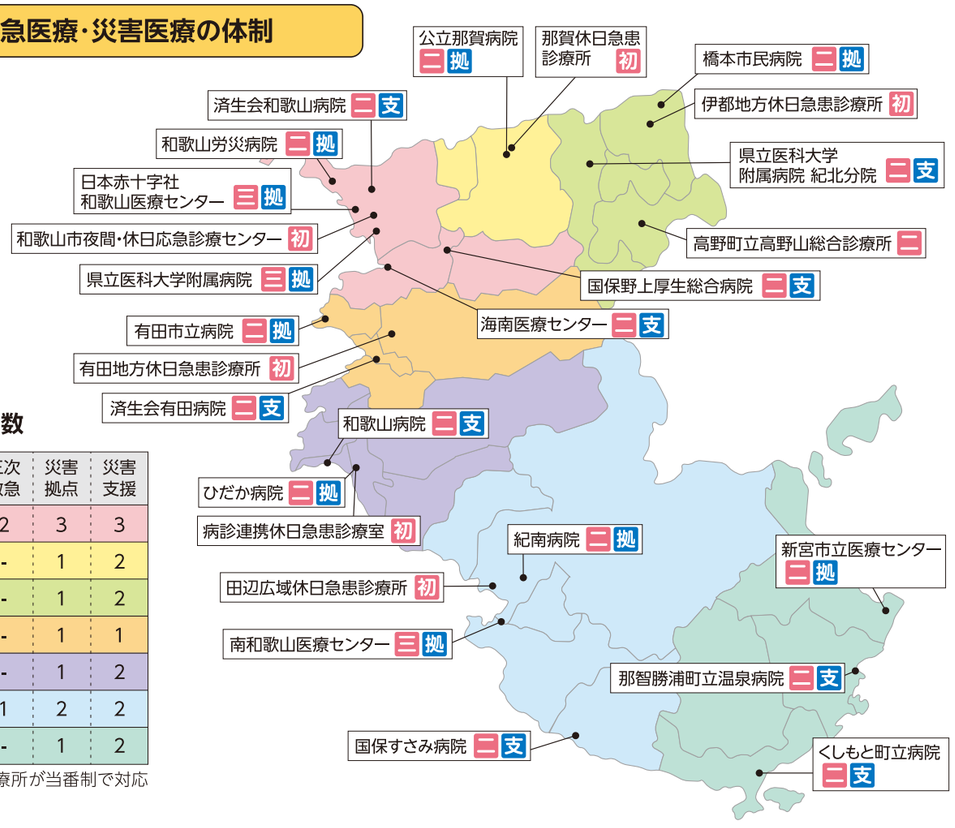

区域ごとの医療機関数

区域	初期救急	二次救急	三次救急	災害拠点	災害支援
和歌山	1・当	25	2	3	3
那賀	1	5	-	1	2
橋本	1	5	-	1	2
有田	1	5	-	1	1
御坊	1	4	-	1	2
田辺	1	5	1	2	2
新宮	当	3	-	1	2

当…地域の診療所が当番制で対応